

# ジャパン石油製品

# **Japan Products**

Rimジャパン石油製品(国内海上)レポートにおける 国内海上バージ石油製品のスポット価格評価基準

改訂版(2013年4月)

安波形態と安波ボイント、価格評価地域 	2
受渡数量	2
受渡タイミング	2
価格評価時間帯	2
価格評価の優先順位	2
価格評価の対象となる取引	2
市況連動取引の価格評価への反映基準	3
品質	3
RIM Trading Board に掲載の唱えの価格評価基準	4
JOX の現物フォワード取引における価格評価基準	4
国内石油製品ペーパースワップ価格評価基準	4



# 受渡形態と受渡ポイント、価格評価地域

製油所・一次基地および二次基地出しバージ取りのEXパイプ取引を価格評価の基準とする。ただし、持ち届けベースの取引も価格評価において参考材料とするケースもある。その際、EXパイプ価格への引き戻しは実勢運賃を用いる。

RIMで価格評価する受渡地域は、東京湾岸、西日本(和歌山を含む大阪湾岸のいわゆる阪神、および瀬戸内以西の大分を含むいわゆる大西)の2地域とする。慣習的な言葉使いとして、東京湾岸に関して、千葉も京浜に含めることが多く、RIMのコメントにおいては東京湾岸を京浜と呼ぶこともある。鹿島については厳密な意味で東京湾岸ないし京浜に該当しないが、慣習的に価格評価において東京湾岸ないしは京浜と同等に扱っており、RIMでも鹿島出し製品の取引を東京湾岸ないし京浜のそれと同等と見做す。

地域間格差に関しては、地域独自の需給を考慮する一方で、 実態から乖離した評価とならないよう留意する。 実勢フレート格差を考慮した上で、実態をより反映した評価を行う。 このため、成約価格、売買唱えレベルに変化がない場合でも、 地域間格差の関係で評価価格が上下するケースもある。

#### 受渡数量

価格評価の対象となる受渡数量は、ガソリン、中間留分およびHSC重油の場合、原則として1ロット200kl以上とする。 LSC重油については1,000kl以上を基準とし、500kl以上~1,000kl未満の取引も価格評価において考慮する。

価格評価においては、売買唱えや多くの取引が成立している実勢水準から乖離している成約について、高値および安値を除外する。取引数量の大小による評価価格への反映は、原則として、基本的に50%について加重平均を採用することとし、残り50%について取引成立件数を優先し、件数による平均を採用する。

#### 受渡タイミング

当月25日までは当月渡し物を価格評価の対象とし、翌営業日の26日から翌月渡し物に価格評価が移行する。25日が休業日の場合、その前日が当月渡しの価格評価最終日となる。

# 価格評価時間帯

当日の価格評価は、10時から17時の間に成立した取引の価格や取引にまつわる売買唱えを原則とする。ただし、先物市場やペーパースワップ市場の値動きが激しい昨今の状況を鑑み、15時から16時の時間帯やこれに近い時間に成立した取引や提示された売買唱えをより重視する。

# 価格評価の優先順位

価格評価の優先順位は原則として、下記3項目とする。

- (1)成約価格
- (2)ファームなオファー (売値)およびビッド(買値)
- (3)インディケーション(売り気配、買い気配)

ただし、(1)の妥当性を吟味する上で、(2)および(3)についても価格評価上、これを重視する。とくに(2)に関し数量・タイミング・受渡しポイントがはっきりしているものについては(1)に準ずる扱いとする。実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値のレンジから大きく乖離している成約価格については、評価の対象から除外する

需給要件、原油・海外製品価格変動、為替動向などは、基本的に成約価格や売買唱え値に反映されているものと見做す。絶対値の評価に際しては、ペーパースワップ取引価格も要素として考慮する。さらに現物フォワード(現物先渡し)取引における価格も評価の対象とするほか、現物市場への影響が一段と大きくなっている先物取引価格についても参考値として考慮する。

基本的な価格評価のあり方として、「市場参加者の多くが 買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格」、すなわち「実 勢相場」を導き出すことが肝要であって、そうした基本姿勢 のもとでは極端な高値、安値の取引はそれが仮に事実であっ ても、いわゆる「実勢相場」から大きく乖離している場合、こ れを除外するケースもある。

価格評価をする上で材料となる成約情報は大別して、下記 3つが挙げられる。

- (1)売買当事者双方から確認を得たもの
- (2)売買当事者の何れか一方から確認を得たもの
- (3)情報ソースとして信頼すべき複数の第三者からもたらされるもの

情報の確度として(1)が最も望ましいのは言うまでもないが、種々の制約から(2)に留まるケースも少なくない。RIMでは価格評価にあたって(1)の情報を原則とし、(2)の情報も考慮する。ただし、(3)は採用しない。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採用しない。

# 価格評価の対象となる取引

スポット・ベースのアウトライト取引を評価基準に置き、 売買当事者から確認が得られたものを採用する。ターム取引 は除外する。



パッケージ取引、異油種間スワップ、ロケーション・スワップ、タイム・スワップ、さらにバーター取引は、価格評価の上で参考材料とするが、全面的に反映することはない。

冒頭のとおり、持ち届けベースの取引は、実勢運賃を用いて、EXパイプ価格に換算する。

産燃ユーザー向けのいわゆる直需販売は、その取引の性格上、種々の要因により、スポット市況の実勢から乖離した価格で決定するケースが少なくない。このため、直需販売価格については相場トレンドを勘案しながら、価格評価における参考材料とはするものの、これを全面的に評価に反映することはしない。

# 市況連動取引の価格評価への反映基準

月間平均値に連動した市況連動取引(いわゆるRIMリンク取引)での成約や売買唱えに関し、需給・コスト要件などに変化がない場合、プレミアムやディスカウントは原則として、その変動幅を絶対値に反映させる。

市況連動取引におけるプレミアムやディスカウントは、一般に現行相場に対する強弱の現れと捉えられるが、これとは別の要素として大別して、下記3項目が挙げられる。

- (1)品質格差
- (2)地域格差
- (3)口銭

(1)と(2)に関しては、一般的な相場に対する強弱材料と分けて評価する。価格査定のベースとなる月間平均は、ガソリン、灯油、軽油、A重油および LSA重油の5油種について、以下の通りとする。

①価格評価対象が翌月に移行する26日から受渡月の10日までは、RIMで採取した当日の当該限月のペーパースワップ価格を充てる。たとえば、2012年3月渡しの場合、2月27日から3月9日まではそれぞれの日のペーパースワップ3月きり価格を月間平均とみなし、「+200円/kl」の成約は当日のペーパースワップ価格に200円を加算して絶対値に換算する。

②3月12日から23日までについては、1日から23日までの営業日平均(前日の価格が23日まで変わらないと仮定したうえで算出)に、26日から末日分として、RIMで採取した翌月きりのペーパースワップ価格を採用し、両者の営業日平均を査定の基準となる"月間平均"とする。

しかし、LSC重油およびHSC重油の2油種については、前日レポートの価格を月末まで変わらないものと仮定した上で推定値を出し、これを月間平均とみなす。

「価格評価の優先順位」の中でも触れたとおり、ペーパースワップ取引価格も要素として反映させる。さらに現物フォワード(現物先渡し)取引における価格も評価の対象とするほか、現物市場への影響が一段と大きくなっている先物取引価格についても参考値として考慮する。

#### 品質

基本的に日本工業規格(JIS)+業界標準規格に合致した国産品あるいは通関後の輸入品を評価対象とする。 以下は油種別の評価基準と考慮する諸点。

レギュラーガソリン:オクタン価(リサーチ法、RON):90 以上。JIS や品質確保法による標準規格(SQ)では89以上となっているものの、現実に流通しているレギュラーガソリンのオクタン価は90以上が事実上の業界標準となっている。MTBE含有量:ゼロ。JISおよび品質確保法の双方の規定で7%以下となっているものの、実際に流通しているレギュラーガソリンのMTBE含有量はゼロとなっている。したがって、価格評価の対象となるレギュラーガソリンはオクタン価、MTBE含有量の2点において事実上の業界標準を満たしたものとする。

灯油:カラー (色、セーボルト)に関し、JISおよび品質確保法の規定値は+25以上だが、実際的な業界標準は+30以上となっている。このため、価格評価はカラーが+30以上のものを対象とする。

軽油: JISで定める1号および2号軽油を所謂、一般流通品と見做し、価格評価も1号および2号をベースとする。冬季の寒冷地用3号および特3号品は、1号および2号品に品質格差(プレミアム)をつけて取引されるため、価格評価には反映させない。 基本的に非課税物を価格評価の対象とし、課税物は評価の対象から除外する。

A重油: 西日本における水島出しなどの所謂、"ホワイトA"は、一般のA重油に対し、一定の品質格差的なプレミアムがつくため、価格評価においては、そのプレミアムをそのまま反映はしない。ただ、プレミアムの上下は需給状況を示す指標的な役目があるため、価格評価における参考材料とする。

LSC重油: レポート表記上は硫黄分0.3%が価格評価の対象となっているが、0.2%および0.4%品についても対象とする。HPP品だけを対象とし、LPP品は対象外とする。ユーザーの入札価格は、価格動向を指し示すものとして価格評価において考慮する。

HSC重油: 硫黄分3.0%がレポートの表記上、評価の基準となっているものの、実際の評価においては硫黄分2.5%までを対象とする。一方、200kl未満の小口取引は価格評価に



反映させない。ただ、そのプレミアムは需給動向を指し示していることから、参考材料とする。ユーザー向け販売価格はLSC重油と同様の扱いとする。

RIM Trading Board に掲載の唱えの価格評価基準 価格評価の対象となるビッド/オファー

「RIM Trading Board」に15時から16時までに提示されたビッドおよびオファーを価格評価の対象とする。「RIM Trading Board」に掲示するオファー/ビッドならびに成約は、電話、電子メールおよび「ヤフーメッセンジャー」などインスタント・メッセージング・サービスを通じて寄せられたものに加え、本紙スタッフの取材したものとする。価格評価上、原則として、JOX(J-Oil Exchange)市場に掲載されたオファー/ビッドに優先する。

# JOX の現物フォワード取引における価格評価基準

#### 価格評価の対象受渡

JOX (ジェー・オイル・エクスチェンジ)のスクリーン上の直近1期間を価格評価の対象とする。毎月26日から翌月渡しの取引に移行する。

#### アセスメント・ウィンドウ(15時~15時30分)

スクリーン上に15時までに提示されたファームなビッドおよびオファーを基準とし、これらをベースにスクリーン上で15時30分までに成立した取引を価格評価に反映させる。アセスメント・ウィンドウから外れた時間帯に提示された価格や取引は原則として反映しない。時間内の取引であっても、ビッド/オファーのレンジから極端に乖離した成約や確認がとれない取引は対象としない。成約がない場合、ビッド/オファーを価格評価の参考とする。

# 国内石油製品ペーパースワップ価格評価基準

# 価格評価対象の製品

レギュラーガソリン、灯油、軽油、A重油、LSA重油、 LSC重油、HSC重油の7油種。

#### 価格評価タイミング

3カ月先までの3限月の価格評価。3限月の最初の月(フロント・マンス)の価格評価は、現物受渡し月の10日(休業の場合、繰り上げ)が最終日となり、11日から翌月物に移行する。

例えば、2012年3月の場合、フロント・マンスとしての3月きりの価格評価は2月13日から始まり、3月9日が最終日となる。12日からフロント・マンスは4月きりに移行する。

# 評価要素

原則として15時から16時を価格評価のいわゆるアセスメント・ウィンドウとする。

この間にRIM Trading BoardおよびJOXを含めたペーパースワップ市場で提示されたファームなビッド/オファーおよび成立した取引を価格評価の対象とする。

以上

#### 東京・編集部 03-3552-2411

(C) RIM Intelligence Co. 国内石油製品チーム